

7. 審査基準について

審査にあたっては、次の基準に従いますので、応募の際にはご留意ください。

作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。

作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字・脱字・添削跡などがなく、その他の表記（かぎかっこや句読点など）も正確であること（必要に応じて本人に差し戻し、清書してください）。
8. 作文用紙は必ず1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名・学年・氏名、3行目から本文を書き出すこと（学校名・学年・氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

図画部門審査基準

<主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重すること。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアのものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

<基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはんおよびお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
6. 石、木片、綿などを貼りつけたもの。
※ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。
また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。
7. 紙の寸法が極端に大きいもの、または小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚いもの、または半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
11. パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。
12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの。
※㊦トラクターの乗車定員オーバー（2人乗り）、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたものなど。